平和運動センター通信
原水禁ヒロシマニュース

Ｎｏ.277
2025年
11月号
（11月14日）

■発　行：広島県平和運動センター
原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
■〒733-0013　広島市西区横川新町７-22　自治労会館　１階
■ ℡:082-503-5855　FAX:082-294-4555
■E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
■広島県原水禁 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/
■ブログ：http://kokoro2016.cocolog-nifty.com/shinkokoro/
－子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！－

発行責任者
大瀬敬昭
（事務局長）

平和運動センターが第 31 回総会

広島県平和運動センターは 10 月 30 日、広島・自治労会館で第 31 回定期総会を開催しました。総会には、各労組・地区労から代議員と傍聴者約 50 人が参加し活動の報告を承認するとともに予算も含めた次年度方針を決定しました。

総会は、藤井則正副議長（自治労）の司会で始まり、総会議長に黒澤健太代議員（私鉄県協）を選出。髙橋克浩議長が執行部を代表してあいさつしました。

髙橋議長はその中で、狭山再審への署名を始め、この間の運動への感謝を述べるとともに、平和と民主主義・人権を守る活動への結集を呼びかけました。また、20 歳代から 30 歳代などの青年層の右傾化が進んでいることへの危機感を述べ、「流れを変える特効薬はないが、若者に寄り添い、粘り強く接していかなくてはならい」と改めて青年層への活動の働きかけの重要性を指摘しました。

議事では、2024 年度活動報告および 2025 年度活動方針を大瀬敬昭事務局長、2024 年度決算および 2025 年度予算を頼信直枝副議長（広教組）、会計監査報告を桑原悠司会計監査（労金労組）から提案され、全体の拍手で了承しました。

次年度方針の特徴としては、軍事力増強を進める日本政府の政策に反対するとともに、核兵器廃絶・脱原発・被爆 81 周年に向け県被団協や県原水禁とともに活動を強めていくこと、とりわけ、来年行われる NPT 再検討会議や核兵器禁止条約締約国会議に向けて広島からも代表を派遣していくことなどが提案・確認されました。また、役員は三役は

《今後の主な予定》

12 月 5 日(金)	原爆ドーム世界遺産登録記念集会（原爆ドーム前）
12 月 6 日(土)	世界人権宣言 77 周年集会（三原市本郷生涯学習センター）
12 月 8 日(月)	12.58 不戦の誓いヒロシマ集会（弁護士会館）
12 月 17 日(水)	日朝友好広島県民の会総会（留学生会館）
12 月 18 日(木)	憲法を守る広島県民会議総会（自治労会館）
12 月 20 日(土)	第 27 回部落解放研究者集会（三原市人権文化センター）
1 月 27 日(火)	ネバダデー座り込み（原爆慰霊碑前）
1 月 27 日(火)	広島県原水禁総会（自治労会館）

いずれも留任となりました。
　総会は最後に、山本学副議長（全水道）が総会宣言を読み上げ全体の拍手で確認しました。

総　会　宣　言（案）

　ロシアによるウクライナへの侵攻が続き、イスラエルによるガザへの攻撃も「停戦」以降も繰り返されており、和平というにはほど遠い状態にある。この、中東・ヨーロッパで続く戦争、アジアにおける中国や朝鮮民主主義人民共和国との緊張を煽り、日本政府は敵基地攻撃能力の保有を始め軍事力の増強、戦争のできる国づくりを進めてきた。
　この中で、四半世紀続いた自公政権が崩壊し、自民党と日本維新の会による政権が生まれた。高市新首相は自民党内でも最も右翼的な思想とされており、一方の日本維新の会も改憲や軍事力増強などを求めており、安全保障政策における考え方に大きな隔たりはない。自公政権で、ブレーキ役となっていた公明党がいなくなり、すでにスパイ防止法の制定や外国人規制強化などの政策を進めることを自民・維新両党は合意しており、軍拡・改憲への動きが加速しかねない。
　参議院選挙で自民党が大きく議席を減らしたものの、参政党や国民民主党がその議席減を補う形で躍進し、改憲勢力が三分の二を維持する状態は続いており、立憲野党を中心とした院内外での活動が急務となっている。
　被爆 80 年の今年は、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器の廃絶を世界に発信できる大きなチャンスであったが、政府はこれまで通り核兵器禁止条約に背を向け続けてきた。私たちは、県原水禁や県被団協とともに活動を重ね、被爆の実相の継承を始め、核兵器廃絶の世論形成に努力してきた。「核抑止論」が依然として幅を利かせる中、被爆者が確立した「核のタブー」を引継いでいくことを責務としながら改めて被爆 81 年へと歩んでいかなくてはならない。
　「武力で平和は守れない」。平和憲法の改悪、軍事力の増強を始めとした「力による政治」を推し進めていくことは戦争への道であると同時に、国民の自由と民主主義を脅かし、差別を助長していく道であることも、歴史は証明している。
　私たちは今日の総会を機に、脱原発も含めた原水禁運動の強化、そして、人権と平和、民主主義を守るために、学び、結集し運動の前進に全力をあげて取り組むことを宣言する。

２０２５年１０月３０日
広島県平和運動センター第３１回定期総会

高校生平和大使国連訪問報告会を開催

　第 28 代となる高校生平和大使が8月 31 日～9 月 6 日、スイス・ジュネーブにある国連欧州本部を訪問したことを受け、10 月 30 日、平和運動センター総会に先立ち、高校生平和大使国連欧州訪問報告会を開催しました。
　報告会には、広島県から選出された 3 人のうち、下田梨央さん（ノートルダム清心高等学校 2 年）と、永戸あみさん（福山暁の星女子中学高等学校 1 年）が参加し、現地での活動内容や参加しての感想が述べられました。
　高校生平和大使は期間中、国連軍縮会議日本政府代表部への表敬訪問や軍縮会議の傍聴、さらには軍縮局に対して日本全国でこの一年で集めた「核兵器廃絶高校生１万人署

名」（111,071 筆。累計 283 万 4,213 筆）の提出。そしてそれぞれの場所では、スピーチの時間もあり、一人ひとりが英語で核兵器廃絶への思いを話してきました。

この訪問を通して二人は、次のように感想を述べています。

「原爆や戦争が人々にもたらす被害を語り継ぐことは、核兵器の威力をより多くの人に伝え、市民社会での核兵器廃絶の波を大きくするということにおいて、確かな意味があります」「高校生平和大使の活動を通して、広島を越えて日本各地の仲間と繋がり、世界有数の軍縮の場で私の声を届けられたのは、私にとって大切な経験かつ活動のモチベーションとなりました。」「諦めることなく行動を積み重ね続けることで、核兵器のない世界の実現に近づけていけると信じています」（下田さん）。

「心に残っているのは、ジュネーブの高校生との交流です。現地では広島や長崎の原爆被害について、あまり学ぶ機会がないと聞き、とても驚きました。同時に、世界中の人が原爆のことをある程度は知っていると思い込んでいた自分に気づき、ショックを受けました」「平和の大切さも、歴史の事実も、語らなければ忘れられてしまいます。自国の歴史を知るだけでなく、相手の国の歴史や立場を学び合うことが、真の対話と理解につながるのだと学びました」（永戸さん）。

狭山事件第４次再審勝利広島県集会開く
街頭でのチラシ配布も実施

部落解放広島県共闘会議は 10 月 21 日、部落解放同盟広島県連合会との共催で、狭山事件第４次再審勝利広島県集会をワークピア広島で開催しました。

集会は、高教組の本畝朋子さんの司会で始まり、県共闘の髙橋克浩議長が主催者あいさつ。髙橋議長はこの中で、第 3 次再審請求に向けて行った署名活動への感謝を述べるとともに、石川一雄さんが亡くなり、妻の早智子さんが引き継いで行う第４次再審請求への支援を呼びかけました。また、部落解放同盟広島県連合会の中村修二委員長、連合広島大野会長から連帯の挨拶がありました。

講演は、「第 4 次再審現段階の状況と再審制度の問題点」と題して、狭山弁護団の河村健夫弁護士から行われました。

狭山事件は 1963 年に発生した女子高校生誘拐事件で、警察の初動捜査のミスで犯人をとり逃がし、被害者が殺害される最悪の経過をたどりました。この時、被差別部落出身の石川一雄さんが別件逮捕され、その後、自白によって犯人とされたものです。

この逮捕について河村さんは、「部落差別意識というものが、警察のみならず当時の社会構造全体に強く濃く刻み込まれていたからではないか」と、当時の新聞報道で「石川の住む特殊地区環境の歪みが生んだ犯罪」等と書かれていたことを取り上げ説明しました。

そして、逮捕以降、違法捜査や弁護人との面会制限など人権侵害が繰り返されたばかりでなく、証拠の偽造・変造までも捜査機関によって行われ、石川さんが犯人に仕立て上げられた経過が詳細に話されました。

その上で、2006 年に始まった第三次再審請求が、家令裁判長の下で、承認尋問の扉が開かれるのではないかという期待が高まっていましたが、今年 3 月に石川さんが亡くなり妻の石川早智子さんによる第 4 次最審請求となっている現状が話されるとともに、再審について「十分な法整備がないために、裁判所の裁量に委ねられている」と問題点を指摘。袴田巌さんの再審の際にも、再審決定から 10 年がたってようやく無罪判決が出されたことなどを紹介し、法整備の必要性を訴えました。

また、「裁判所は世論や社会情勢を反映しながら判断を下しており、市民の声が影響を与える可能性がある」と再審法改正の推進と証人尋問の実施に向けて集まった参加者に対して協力を求めました。

集会では、より狭山事件に対する理解を深めるため、「石川一雄さん追悼ムービー」の上映や、石川早智子さんからのビデオメッセージも流され、最後に集会決議を採択しました。また、集会に先立ち広島駅前で狭山再審を求めるチラシの入ったティッシュ配布も行いました。

集会決議

１９６３年の狭山事件の生起から６２年が経過した。

部落差別による冤罪により、石川一雄さんは３２年もの獄中生活を強いられた。仮釈放後も無実を訴え続けたが、今年３月、無念のうちに８６歳で帰らぬ人となった。

４月、連れ合いの石川早智子さんが、東京高裁に第４次再審請求を申し立てた。一刻も早く、石川一雄さんを繋ぎ続ける「みえない手錠」を解かなければならない。

被害者のものとされた万年筆のインクと発見場所、脅迫状の筆跡など「石川さんが犯人である根拠」そのものが、科学的な鑑定により、「石川さんが無実である証拠」にくつがえされている。

１日も早く鑑定人の証人尋問を実現させ、再審の道を拓くことが必要だ。

「部落の解放なくして労働者の解放なし」　「労働者の解放なくして部落の解放なし」

私たちは差別・分断に抗い、団結し、不正義に対して声をあげていこう。

狭山事件の真相をより多くの市民と共有し、世論を高め、石川一雄さんの再審・無罪を勝ち取ろう。

２０２５年１０月２１日

石川一雄さん追悼・狭山第４次再審勝利広島県集会

狭山事件の再審を求め東京で市民集会

1963 年5月 23 日早朝、当時 24 歳だった石川一雄さんが不当逮捕されて 62 年、

無罪を叫び続けた石川さんは、無罪の声を聞くことなく今年の 3 月 11 日に 86 歳で帰らぬ人となりました。

石川さんが無期懲役の刑が確定し５１年を迎える 10 月 31 日、石川さんの無罪を勝ち取るための再審を求める市民集会が、東京芝公園で行われました。

集会は冒頭主催者を代表して西島藤彦部落解放同盟中央本部委員長があいさつしました。「三者協議も最終局面を迎え事実調べも見えかけた 3 月 11 日無実を訴え続けた石川一雄さんが見えない手錠を外すことなく帰らぬ人となった。悔しくてたまらない。一番悔しいのは石川一雄さんだ。連れ合いの幸子さんが第 4 次再審請求を行い、家令裁判長やこれまでの証拠・書面は第３次再審請求より引き継ぐことが決まり、一刻も早い証拠調べを行い、再審を勝ち取ることが私たちの願いだ。第４次再審に向けた緊急署名を全国で取り組んでいただき、２１万筆を１０月１０日に東京高裁に提出した。また、再審法の改正に向けては、冤罪被害者の立場に立った法改正に向けて議論されてきたが、政権が変わり検察に都合の良い方向で法整備が進められようとしている。冤罪撲滅のための再審法の改正となるよう取り組みを進めていこう」。

続いて、支援する立憲民主党・国民民主党・社民党・れいわ新選組の各政党より激励と引き続きの支援と連帯、そして法改正に向けた取り組みの決意表明を受けました。

登壇した石川早智子さんは「再審闘争も最終局面を迎える中で亡くなった石川一雄が一番悔しいと思う。何としても証拠調べ、そして再審を勝ち取り無実の報告を天国の石川一雄に伝えたい。そのためにも再審に向けてこれまでと変わらぬ支援と世論喚起をお願いします」と、思い出や葛藤、そして詩の好きな石川一雄さんのこれまでの詩に託した思いなど、強く訴えられました。

弁護団からは、「検察は、事実調べや再審判断を行おうとする家令裁判長が来年の３月で定年退官されるまで協議を引き延ばし、新たな裁判長で進めていこうと、協議をいたずらに延ばしている。しかし、家令裁判長が来年３月の退官前の２月に三者協議を行うとしたことから、採否や具体的判断は出来ないにしても、退官前に何らかの今後の道筋を示すのではないかと弁護団は希望している」と報告しました。

参加者は集会終了後、デモ行進を行い、全ての日程を終了しました。

部落解放・人権政策の確立を求める第 54 回広島県民集会

2025 部落解放・人権政策の確立を求める第 54 回広島県民集会が 10 月 26 日、三原市本郷生涯学習センターで開かれ、県内から約 600 人が参加しました。

主催者を代表してあいさつした部落解放同盟広島県連合会の中村修二委員長は、ウクライナやガザで続く戦争を始め、排外主義が広がる世界の状況を取り上げ、「被爆から 80 年、敗戦から 80 年という節目の年となるが、国際的な

人権状況は非常に大変な状況になりつつある」と指摘。国内政治については高市政権の発足で、「憲法の平和理念を壊し続けてきた安倍政治を引き継ぐと明言をしており、さらに超保守的な政権へと進む恐れがある」と警鐘を鳴らしました。

その上で、「同和対策審議会答申から 60 年、部落地名相関が発覚をしてから 50 年という節目の年だが、いまだに悪質な差別事件は続いている」と大阪や三重、さらには、県内で引き起こされている事例を紹介する一方、狭山事件の第４次再審に対しての支援を要請しました。

集会には、開催地の岡田吉弘三原市長を始め、連合広島の大野真人会長らが来賓の挨拶、集会実行委員会の森﨑賢司事務局長が基調提案を行いました。

例年はここで記念講演がありますが、今年は被爆ピアノの演奏が行われました。演奏者は呉市在住の谷本惣一郎さん。ピアノは爆心地から約 1.8 ㌔の中区千田町で被爆したことや被爆ピアノ自体は 7 台が現存していることなどが紹介されました。そして、「もしもピアノが弾けたなら」（西田敏行）、「いい日旅立ち」（山口百恵）、「千の風になって」（秋川雅史）など、ピアノを弾きながら熱唱されました。

集会は午後、「社会啓発」や「解放教育運動」「平和・人権と連帯」など５つの分科会が行われ、議論を深め合いました。

トランプ大統領の核実験開始指示に県被団協と県原水禁が抗議

トランプ米大統領が 10 月 30 日、SNS で核実験の開始を指示したことに対し、県被団協と県原水禁は以下の「抗議と要請」を行いました。

アメリカ合衆国大統領
ドナルド・ジョン・トランプ　閣下

核実験開始指示への抗議と要請

トランプ大統領は１０月３０日、国防総省に対して核実験を直ちに開始するよう指示したことを SNS で明らかにしました。

どのような実験が想定されているのか、あるいは本当に実験を行うのかは現時点で明らかでないものの、核兵器を利用してのいかなる行いも、核兵器の使用・威嚇の一環であり、「核兵器廃絶」への被爆地ヒロシマの思いを踏みにじる、到底許せないものです。私たちはここに、改めて強く抗議するとともに、実験を行う事がないよう強く要請します。

核兵器がいかに非人道的兵器であるかは、広島・長崎の惨状が示しています。核戦争には勝者も敗者もなく、人類のすべてが敗者となります。

ヒロシマは今年被爆８０年を迎えましたが、高齢化する被爆者は、「二度と同じ思いをさせたくない」と被爆証言を重ね、核兵器の廃絶を訴えてきました。

そして国連において、核兵器禁止条約が成立し、年々署名・批准国は増加しています。
大統領の発言は、こうした被爆地ヒロシマの声や国際世論に対する重大な挑戦であるといわざるを得ません。

私たちは「核兵器廃絶と世界の恒久平和」実現の願いを込めて、米国がＣＴＢＴ条約や核兵器禁止条約を早期に批准し、臨界前核実験をはじめとしたすべての核実験の即時中止と、核兵器のない世界の早期実現に向けた積極的な行動を求めます。

２０２５年１０月３０日

広島県原爆被害者団体協議会　理事長　箕牧智之
原水爆禁止広島県協議会　　代表委員　秋葉忠利　金子哲夫　髙橋克浩